

令和4年度 菊池市一般廃棄物処理実施計画

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条及び法施行規則第1条の3の規定に基づき、一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、令和4年度菊池市における一般廃棄物処理計画を定める。

なお、災害廃棄物については、別に定める菊池市災害廃棄物処理計画に基づき、適正に処理を行う。

2 計画の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間とする。

3 処理の対象区域

菊池市の処理計画対象区域は全域とする。

面積	276.85km ²
世帯数	19,818世帯
人口	47,045人

（世帯数及び人口は、令和5年3月31日現在見込み）

4 一般廃棄物の排出状況

前2ヶ年間（令和元・2年度）に排出された一般廃棄物の処理状況は、次のとおりである。

区分	令和元年度			令和2年度			伸び率 (%)
	搬入量	自家 処理量	計	搬入量	自家 処理量	計	
ごみ	14,083 t	14 t	14,097 t	13,554 t	16 t	13,570 t	△3.7
し尿及 び浄化 槽汚泥	17,402kl	228kl	17,630kl	17,382kl	208kl	17,590kl	△0.2

令和3年度の実績については、別途作成。

5 一般廃棄物の処理主体

一般廃棄物のごみ処理に係る収集運搬は、委託業者及び許可業者が実施し、中間処理及び最終処分については、菊池環境保全組合及び一般廃棄物処分業者で処理する。

一般廃棄物のし尿及び浄化槽汚泥等に係る収集運搬は許可業者が実施し、中間処理及び最終処分を菊池広域連合で処理する。

なお、火災等の自然現象以外で発生した火災ごみ等で、市及び組合処理施設で処理できない廃棄物は、排出者の責任で適正に処理を行うものとする。

区 分	収集運搬	中間処理	最終処分
ごみ	委託・許可	菊池環境保全組合 (直営・委託)	菊池環境保全組合 (直営)
し尿、浄化槽汚泥等	委託・許可	菊池広域連合	菊池広域連合

6 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可

一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項の各号に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならないとされている。

また、既存の許可業者の能力や実績、本市における今後の一般廃棄物の排出量の推移などを考えると、既存の許可業者によって一般廃棄物の適正な収集運搬及び処分が行われているため、原則として新規の許可は行わない。

なお、新たな法令等の整備や既存の許可業者の能力では対応できない品目の場合など、必要が生じた場合は、一般廃棄物処理業等審査会で慎重に審査する。

7 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

ア ごみの排出抑制及び再資源化計画

(ア) 排出抑制の方法

ごみの排出抑制を図るため、菊池市では次の事業を行う。

事業名	目的・内容	摘 要
生ごみ処理機等購入の補助	生ごみの排出抑制を図るため、処理機等の購入に対する補助を行う。	実施予定基数 10基
資源ごみ(有価物)回収団体への補助(奨励金)	住民団体による回収促進を図るため、住民の資源ごみの回収に対する補助を行う。	登録団体数 45団体
生活環境推進委員制度	各行政区から選出された生活環境推進委員の協力により廃棄物の適正排出、適正処理及び再利用の普及・啓発を図る。	行政区数 211区

(イ) 再資源化の方法及び回収量

分別により収集したごみについて、次のとおり再資源化を図る。

ごみの種類	再資源化の方法	回収量 (t)	
資源ごみ	<p>再資源化工場又は委託業者工場の資源ごみ系列により選別する。</p> <p>容器包装のうち、指定法人の容器包装リサイクル協会へ引き渡すものは、茶ガラスとその他ガラスの特定事業者負担分とプラスチック製容器包装（白色トレイ及び発泡スチロール含む）の市町村負担分及び特定事業者負担分である。</p> <p>指定法人へ引き渡しを行わないプラスチック類（収集袋）は、委託業者工場にて再生処理し、再生利用事業者へ引き渡される。</p> <p>また、使用済小型電子機器については、再資源化工場で選別した後、小型家電リサイクル認定事業者へ引き渡す。その他のものについては、組合から再生事業者登録をしている業者へ売却し、再商品化または再利用を行う。</p>	<p>鉄製容器包装 32 t</p> <p>アルミ容器包装 39 t</p> <p>無色ガラス 24 t</p> <p>茶色ガラス 60 t</p> <p>その他ガラス 26 t</p> <p>ペットボトル 111 t</p> <p>プラスチック類 318 t</p> <p>段ボール 62 t</p> <p>紙類 227 t</p> <p>衣類 142 t</p> <p>生きびん類 1 t</p> <p>下鉄 77 t</p> <p>ステンレス等 25 t</p> <p>小型電子機器 17 t</p>	<p>計 1,161 t</p>
不燃性粗大ごみ 不燃物	<p>再資源化工場の粗大ごみ系列により破碎し選別する。選別後、組合から再生事業者登録をしている業者へ売却され再商品化または再利用を行う。</p>	<p>屑鉄 82 t</p> <p>アルミ 17 t</p> <p>下鉄 26 t</p>	<p>計 125 t</p>
合 計		1,286 t	

(ウ) 関連施設の概要

施設	所在地	処理能力	処理対象物
再資源化工場 資源ごみ系列	菊池郡大津町大津 115 番地 菊池環境保全組合立 環境美化センター	27.7t/5h (選別)	鉄製容器包装・アルミ製 容器包装、無色ガラス、 茶色ガラス、その他ガラ ス、段ボール、紙類、衣 類、生びん類、金属類、 その他
委託業者工場 資源ごみ系列	菊池郡大津町杉水中谷 3746 番地 有価物回収協業組合石坂グループ 大津事業所	1t/6h (選別、圧 縮、梱包)	ペットボトル
	熊本市東区戸島町 2874 番地 有価物回収協業組合 石坂グループ本社	2t/1h (選別、圧 縮、梱包)	プラスチック類
再資源化工場 資源ごみ系列	菊池郡大津町大津 115 番地 菊池環境保全組合立 環境美化センター	16.3t/5h (破碎)	屑鉄、アルミ、下鉄

イ 収集・運搬計画

(ア) 収集運搬するごみの種類と方法

a 排出者のごみ

収集運搬するごみは一般家庭から排出されるごみとする。事業活動によっ
て生じたごみは収集運搬を行わないので、自ら適正な処理を行うか各施設へ
直接搬入又は許可業者に依頼することとする。

なお、ごみ出しが困難であると市が認めた者については、別に定める要綱
に基づき、戸別収集を行うなど、必要な支援を行うこととする。

b 分別の方法

燃やすごみ・不燃物・資源物（A～Jでの8種分別 ※BとIは欠番）を
市指定ごみ袋で分別し、特定品目（廃乾電池・ボタン電池、水銀体温計、水
銀血圧計、ライター・チャッカマン、スプレー缶、練り朱肉）は透明な袋で
分別する。廃蛍光管・水銀含有物、廃食用油を拠点回収で分別する。

事業活動によって生じるごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物とに分別
し、産業廃棄物については各排出者での処理とする。

ｃ 収集主体
市指定ごみ袋は委託業者による収集とし、事業系一般廃棄物は自己搬入か許可業者による収集とする

ごみの種類 (家庭系)	収集主体	収集方法	収集回数	収集袋等	収集運搬業者
燃やすぐみ	委託	ステーション	週２回	指定袋 (赤透明)	○五嶋運輸合資会社（菊池市大琳寺288番地5）菊 ○有限会社レッツクリーン（菊池市出田2510番地1）菊 ○有限会社クリーン菊池（菊池市原1448番地）菊 ○水の守り人㈱（菊池市隈府502番地）菊 ○有限会社高塚環境保全（菊池市七城町砂田1262-1）七 ○クリーンエ社㈱（菊池市旭志新明160番地3）旭 ○株式会社セイブクリーン（合志市御代志1538番地1）洵
資源物 (うち資源物J)	委託	ステーション	月1回 (週1回)	指定袋 (緑透明)	○五嶋運輸合資会社（菊池市大琳寺288番地5）菊 ○有限会社レッツクリーン（菊池市出田2510番地1）菊 ○有限会社クリーン菊池（菊池市原1448番地）菊 ○水の守り人㈱（菊池市隈府502番地）菊・七・旭 ○有限会社菊池環境美化センター（菊池市森北580番地1）菊 ○有限会社高塚環境保全（菊池市七城町砂田1262-1）七 ○クリーンエ社㈱（菊池市旭志新明160番地3）旭 ○株式会社セイブクリーン（合志市御代志1538番地1）洵
不燃物	委託	ステーション	月1回	指定袋 (黄透明)	○五嶋運輸合資会社（菊池市大琳寺288番地5）菊 ○有限会社レッツクリーン（菊池市出田2510番地1）菊 ○水の守り人㈱（菊池市隈府502番地）菊 ○有限会社菊池環境美化センター（菊池市森北580番地1）菊 ○有限会社高塚環境保全（菊池市七城町砂田1262-1）七 ○クリーンエ社㈱（菊池市旭志新明160番地3）旭 ○株式会社セイブクリーン（合志市御代志1538番地1）洵
粗大ごみ	委託	事前申込による戸別収集	月1回	粗大ごみ処理券	○有限会社セーフティ（菊池市大琳寺225番地8）菊・七・旭 ○有限会社菊池環境美化センター（菊池市森北580番地1）菊・七・旭 ○株式会社セイブクリーン（合志市御代志1538番地1）洵
特定品目 (廃乾電池等)	委託	ステーション	月1回	透明な袋	○下川商店（菊池市隈府656番地11）菊 ○有限会社セーフティ（菊池市大琳寺225番地8）菊・七・旭 ○株式会社セイブクリーン（合志市御代志1538番地1）洵
廃蛍光管	委託	拠点回収	随時	指定無	○（公社）菊池市シルバー人材センター（菊池市片角298番地4）
廃食用油	委託	拠点回収	月1回	ペットボトル等	○熊本いいくに県民発電所株式会社

ごみの種類	収集主体	収集方式	収集回数	収集袋	収集運搬業者（住所）
事業系 燃やすごみ	許可	事業所	不定期	指定無	<p>○(有)菊池環境美化センター(菊池市森北580番地1)菊・七・旭 ○(公社)菊池市シルバー人材センター(菊池市片角298番地4) ○水の守り人㈱(菊池市隈府502番地) 菊・七 ○金岡商店(株)(熊本市南区富合町新迎堂611番地) 菊 ○(有)セーフティ(菊池市大琳寺225番地8) 菊・七・旭 ○西枝工業(株)(福岡市中央区渡辺通2丁目9-22) 菊 ○(株)永野商店(熊本市北区室園町10-22) 七・旭・酒 ○(株)西原商店(熊本市中央区八王寺町29番地8)七・酒・旭(柳河精機限定) ○有価物回収協業組合石坂グループ(熊本市東区戸島2874番地) 七・酒 ○(有)高塚環境保全(菊池市七城町砂田1262番地1) 七 ○(株)新九州建設運輸(熊本市北区植木町木留751番地) 七 ○クレーン工社㈱(菊池市旭志新明160番地3) 旭 ○(株)セイブクレーン(合志市御代志1538番地1) 酒 ○(株)グリーンロジスティクス(菊池郡大津町杉水2506番地) 旭・酒 ○(株)サンレイメティカル(阿蘇郡西原村布田834番地171) 酒 ○(有)宇都宮産業(合志市須屋1375番地33) 酒 ○大東商事(株)(熊本市北区楠野町453番地1) 酒 ○平智合同会社(菊池市四町分2210番地) ○合同会社7アールビル(熊本市東区健軍4丁目8-13-103) 酒(ミルク・イズミ限定) ○ベット・メモリアル菊池やすらぎの丘(菊池市木柑子1335番地) ○(株)星山商店(熊本市北区武蔵ヶ丘9丁目5番76号)(菊池環境保全組合で処理するこ とが困難な一般廃棄物)</p>
し尿	許可		定期		<p>○(有)旭衛生舎(菊池市野間口345番地) 菊・七・旭 ○(株)セイブクレーン(合志市御代志1538番地1) 酒</p>
浄化槽汚泥等	許可		定期		<p>○(有)旭総合メンテナンス(菊池市野間口345番地) 菊・七・旭 ○(株)セイブクレーン(合志市御代志1538番地1) 酒</p>
し尿 浄化槽汚泥等	(市外から処理施設への搬入)				<p>○(有)日野環境(菊池郡大津町大字大津132番地) 菊 荷卸限定 ○中野衛生(有)(菊池郡菊陽町原水5313番地3) 菊 荷卸限定</p>

(イ) 収集区域の範囲と収集運搬するごみの量
 収集区域は、菊池市の全域とする。

ごみの種類	計画収集人口 (人)	自家処理 人口(人)	収集量 (t)		直接搬 入量(t)	自家処 理量(t)	総計 (t)
			直 営	委 託 許可業者 計			
燃やすごみ	47,045	180	直 営	0	180	15	10,975
			委 託	7,924			
			許可業者	2,856			
			計	10,780			
可燃性粗大 ごみ	47,045	0	直 営	0	210	0	246
			委 託	19			
			許可業者	17			
			計	36			
資源物 (容り法回 収を含む)	47,045	0	直 営	0	38	0	1,423
			委 託	1,385			
			許可業者	0			
			計	1,385			
不燃性粗大 ごみ	47,045	0	直 営	0	31	0	41
			委 託	10			
			許可業者	0			
			計	10			
不燃物	47,045	0	直 営	0	49	0	332
			委 託	283			
			許可業者	0			
			計	283			
特定品目	47,045	0	直 営	0	0	0	21
			委 託	21			
			許可業者	0			
			計	21			
廃蛍光管	47,045	0	直 営	0	0	0	4
			委 託	4			
			許可業者	0			
			計	4			
廃食用油	47,045	0	直 営	0	0	0	2
			委 託	2			
			許可業者	0			
			計	2			
計	47,045	180	ごみ排 出量計	12,521	508	15	13,044

(ウ) 中継施設の概要

菊池市には、中継施設はなし。

ウ 中間処理計画

(ア) 中間処理施設に搬入されるごみの搬入者別内訳量

収集量 (t)			直接搬入 (t)	合計 (t)
直営	委託	許可		
0	9,646	2,873	508	13,027

(イ) ごみの種類別処分方法

ごみの種類	処分方法	中間処理量	処理区分
燃やすごみ 可燃性粗大ごみ	燃やすごみ及び可燃性粗大ごみは、委託業者工場で処理するものを除き、菊池環境工場クリーンの森合志で焼却処理する。可燃性粗大ごみは組合のせん断式破砕機で破砕し、燃やすごみと一緒に焼却処理を行う。	11,206t	焼却 破砕等
資源物	菊池環境保全組合の再資源化工場及び委託業者工場で資源ごみ系列の選別を行い、資源物を回収する。可燃性の残渣は菊池環境工場クリーンの森合志で焼却処理する。不燃性の残渣は組合の環境美化センター最終処分場及びクリーンの森合志最終処分場にそれぞれ埋め立てる。収集袋などの残渣でリサイクルできるものは委託業者工場で再生処理される。	1,423t	選別 (一部委託)
不燃物 不燃性粗大ごみ	菊池環境保全組合の再資源化工場で手選別した後、破砕し、資源物を回収する。可燃性の残渣は菊池環境工場クリーンの森合志で焼却する。不燃性の残渣は組合の環境美化センター最終処分場及びクリーンの森合志最終処分場にそれぞれ埋め立てる。	373t	破砕 選別
合計		13,002t	

(上記以外の中間処理委託業者)

ごみの種類	処分方法	委託量
特定品目	菊池環境保全組合の再資源化工場にて選別・保管後、民間の専門業者に委託し処理を行う。	21t
廃蛍光管		4t

(その他)

廃食用油は、再生資源として民間事業者に売却する。

(ウ) 処理施設の概要

a 焼却施設

施設名	所在地	型式	処理能力	処理対象	処理量 (t)	残渣量 (t)
菊池環境保全組合菊池環境工場クリーンの森合志	合志市幾久富460番地	全連続焼却炉	170t / 24h	可燃ごみ 可燃性粗大ごみ 可燃性残渣(処理残渣可燃物、し尿し渣)	11,206	1,143

b 粗大ごみ処理施設

施設名	所在地	型式	処理能力	処理対象物	処理量 (t)	残渣量 (t)	
						可燃残渣	不燃残渣
菊池環境保全組合立環境美化センター	菊池郡大津町大津 115 番地	衝撃せん断回転式破砕機	16.3t / 5h	不燃性粗大ごみ、不燃物の一部	342	65	185

c 粗大ごみ処理施設以外の資源化等を行う施設

施設名	所在地	型式	処理能力	処理対象	処理量 (t)	残渣量	
						可燃残渣	不燃残渣
菊池環境保全組合立環境美化センター	菊池郡大津町大津 115 番地	手選別ライン等	27.7t / 5h	資源ごみ(ペットボトル以外)の一部	1,033	87	
有価物回収協業組合石坂グループ本社第二工場	熊本市東区戸島町 2874 番地	手選別ライン等	2 t / 1 h	プラスチック類	287		
有価物回収協業組合石坂グループ大津事業所	菊池郡大津町杉水 3746 番地	手選別ライン等	1 t / 6 h	ペットボトル	111	135	
		減容機等	4.4 t / 8 h	プラスチック類の一部	31		

c 資源物の売却計画

破碎・選別・圧縮・加工した後に売却できるものは、次のとおりである。

資源物の種類	売却先	売却量 (t)
鉄製容器包装、アルミ容器包装、下鉄、段ボール、紙類、衣類、活きびん類、屑鉄、アルミ、その他金属類、ペットボトル、プラスチック類(容器包装以外)、無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス、その他	熊本市東区戸島町 2874 番地 有価物回収協業組合石坂グループ	922
茶色ガラス(特定事業所負担分)	熊本市東区戸島町 2874 番地 有価物回収協業組合石坂グループ	52
その他色ガラス(特定事業所負担分)	熊本市東区戸島町 2874 番地 有価物回収協業組合石坂グループ	25
プラスチック製容器包装 (特定事業者負担分及び市負担分)	熊本市西区新港 1 丁目 4 番 1 0 (株)エコポート九州	287

エ 最終処分計画

(ア) 施設に搬入されるごみの内訳

施設名	直接	焼却灰	その他の 処理残渣	合計
菊池市一般廃棄物最終処分場	Ot	Ot	Ot	Ot
菊池環境保全組合楽善埋立処分場	Ot	1,141t	237t	1,378t
計	Ot	1,141t	237t	1,378t

(イ) 埋立計画

菊池環境保全組合菊池環境工場クリーンの森合志で焼却処理後の焼却灰、セメント固化処理後の飛灰並びに組合再資源化工場で資源ごみの選別加工後の不燃性残渣及び粗大ごみ・不燃ごみを破碎選別後の不燃性残渣について、菊池環境保全組合楽善埋立処分場に埋め立てる。

(ウ) 最終処分場の概要

施設名	所在地	埋立面積 (m ²)	全体容量 (m ³)	残余容量 (m ³)	埋立計画量 (m ³)
菊池市一般廃棄物最終処分場(暫定施設)	菊池市小木 1711 番地 45	1,127	5,000	2,500	埋立量 0 覆土量 0 合計 0
菊池環境保全組合楽善埋立処分場	菊池郡大津町大津 115 番地	16,700	102,200	20,266	埋立量 2,154 覆土量 0 合計 2,154
菊池環境保全組合クリーンの森合志最終処分場	合志市幾久富 460 番地	10,540	130,000	130,000	埋立量 2,154 覆土量 0 合計 2,154

菊池環境保全組合施設の埋立計画量は、構成市町全体の量である。

オ その他

菊池環境保全組合の処理計画による。

(ア) 特定家庭用機器の取り扱いについて

特定家庭用機器再商品化法に規定されている次の①から④のうち、家電小売店が撤退した等の理由により引取義務者が不在のものについては、排出者が家電リサイクル券を用意し、排出者自ら指定引取所へ搬入もしくは、菊池環境保全組合にて一時保管後、製造業者等の指定引取場所へ運搬する。

- ① エアコン
- ② テレビ
- ③ 冷蔵庫及び冷凍庫
- ④ 洗濯機及び衣類乾燥機

(イ) 家庭系パソコンの取扱いについて

資源有効利用促進法に基づくリサイクルの対象となっているが、使用済小型家電リサイクルルートを利用し、パソコンのリサイクルが可能であるため、不燃物として受け入れる。

(ウ) 適正処理困難物

別表に掲げるものは、菊池環境保全組合で適正な処理ができない、又は工場の運転に支障をきたすため、搬入を禁止する。

(エ) 住民に対する広報啓発活動

- a 広報誌、チラシ等による啓発
- b 研修、廃棄物処理施設見学の実施
- c 出前講座の実施
- d 生活環境推進委員研修会の開催

(オ) 適正処理困難物の民間処理施設での処分方法

次に定める品目については、リサイクルが可能であることや、施設での処理が困難であること等の理由により、市は収集運搬及び処分（施設での受入れを含む。）を行わない。

持ち込み先や処理等に関しては、本市外に立地する民間処理施設まで排出者が運搬及び処分を直接依頼することとし、その際に必要となる費用については排出者の負担とする。

なお、本市で発生した一般廃棄物を市外で処理する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第3項の規定に基づき、立地する自治体である合志市と大津町の一般廃棄物処理計画との調和を図る必要があるため、その種類及び処分量等を事前に通知し、予め承諾を得るものとする。

民間処理施設の名称	処理施設の場所
株式会社星山商店 竹迫工場	熊本県合志市竹迫 1440
有価物回収協業組合石坂グループ 大津事業所	熊本県菊池郡大津町杉水 3746

品目	数量	処分方法
菊池環境保全組合施設で処理することが困難なもので、民間処理施設で処理が可能な品目	約 10 t	中間処理 (破碎選別、再資源化等)

環境工場等へ搬入を禁止する適正処理困難ごみ表

区 分	ご み 種 の 例 示		処分にかかわる市長の指示
① 有 毒 性 の 有 る もの	硫酸、硝酸等の劇薬類 殺虫剤、消毒剤等の農薬類、化学薬品類 その他有害性のあるごみ		その物を取り扱っている販売店、製造業者等に引き取ってもらうか、専門処理業者に処理を委託する。
② 危 険 性 の 有 る もの	日本刀、銃弾、バッテリー、ガスボンベ、(カセットコンロ用を除く。)、消火器(中身が入っていないものを除く)、発煙筒及び花火(いずれも未使用のもの)、その他危険性のあるもの		
③ 引 火 性 の 有 る もの	灯油、ガソリン、軽油、混合油、重油、シンナー、廃油、オイル、その他引火性があるもの		
④ 著 しく 悪 臭 を 発 する もの	おむつ等の汚物、その他著しく悪臭を発するもの		おむつ等の中の汚物を除去する。
⑤ 特 別 管 理 一 般 廃 棄 物	感染性廃棄物等		感染性廃棄物は、専門許可業者に処理を委託する。PCB 部品は、製造業者により PCB 使用部品の除去を受ける。
⑥ 前 各 号 に 定 め る も の の ほ か、 組 合 長 が 処 理 施 設 の 機 能 に 支 障 が 有 る と 認 め る も の	ゴム等	廃ゴムタイヤ等	その物を取り扱っている販売店、製造業者等に引き取ってもらうか、専門処理業者、スクラップ業者に処理を委託する。
	金属類	ドラム缶、(中身がはいっていないものを除く)、自動車関係部品(走行性能に係わらないものを除く)、バイク、シニアカー、オイルヒーター、オイルジャッキ、農機具類(家庭で使われたものを除く)、エンジン(走行用以外のものを除く)	
	空きかん類	有害性のあるものが入っていた空きかん、引火性のあるものが入っていた空きかん、その他塗料等が入っていた空きかん(中身が入っていないものを除く)	その物を取り扱っている販売店、製造業者等に引き取ってもらうか、専門処理業者、スクラップ業者に処理を委託する。
	木製品類	幅 1.5m 長さ 3.0m 高さ 1.0m を超える木製品、板の厚さが 10 cm を超えるもの(動物の置物、囲碁盤、将棋盤等)	
	木竹片	面の直径又は面の 1 辺の長さが 10cm を超えるもの、長さ 3.0m を超えるもの	
	動物の死がい	実験した動物	
	家屋解体及び 改造にかかわ るもの等	家屋解体及び改造に係わる廃材類、石膏ボード、耐火ボード、断熱材(グラスウール、ロックウール等)、ワラ、カワラ、スレート、ブロック、基礎石、コンクリート、レンガ、セメント、その等ガレキ類	専門の処理業者に処理を委託する。
	そ の 他	畑、山、庭等で生じたもの(木の根、竹の根、ワラ等)、砂利、土砂、石類、ボウリング用ボール	排出者自ら処理する。

(2) 生活排水処理計画
ア 生活排水処理人口

1	計画処理区域内人口	47,045 人
2	水洗化・生活排水処理人口	40,888 人
	(1) 下水道	27,925 人
	(2) 農業集落排水	5,443 人
	(3) コミュニティ・プラント	0 人
	(4) 合併処理浄化槽	7,520 人
3	水洗化・生活雑排水未処理人口（単独浄化槽）	2,770 人
4	非水洗化人口	3,387 人
	(1) 計画収集人口（汲取り）	3,149 人
	(2) 自家処理人口	238 人
5	計画処理区域外人口	0 人

イ 収集運搬計画

(ア) 収集運搬する生活排水の種類と方法

a 種類

し尿及び浄化槽汚泥とする。

b 方法

許可業者により収集運搬し、菊池広域連合「クリーンセンター花房」に搬入する。

c 収集回数及び収集方法

し尿収集は許可業者による原則月1～2回の戸別収集を実施し、特別な事情がある場合は、臨時収集を実施する。

浄化槽汚泥は、排出者と許可業者との契約により戸別収集を実施する。

生活排水の種類	収集主体	区域	収集運搬業者（住所・氏名）
し尿	許可	泗水地区（一部を除く） 以外の区域	菊池市野間口 345 番地 有限会社旭衛生舎 代表取締役 富岡 庸一郎
浄化槽汚泥等	許可	泗水地区（一部を除く） 以外の区域	菊池市野間口 345 番地 有限会社旭総合メンテナンス 代表取締役 富岡 庸一郎
し尿・浄化槽汚泥等	許可	泗水地区（一部を除く）	合志市御代志 1538 番地 1 株式会社セイブクリーン 代表取締役 坂井 さゆり

(イ) 収集運搬する区域と収集運搬するし尿及び浄化槽汚泥の量
 収集区域は、菊池市の全域とする。

(単位：kℓ)

生活排水の種類	計画収集量				自家処理量	総計
	直営	委託	許可	計		
し尿			2,394	2,394	122	16,529
浄化槽汚泥等			14,013	14,013		
合計			16,407	16,407		

(ウ) 中継施設の概要
 菊池市には、中継施設はなし。

ウ 中間処理計画

(ア) 中間処理施設へ搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の搬入者別内訳量

(単位：kℓ)

種類	直営	委託	許可	合計
し尿	0	0	2,394	2,394
浄化槽汚泥	0	0	14,013	14,013

(イ) 処分方法

種類	処分方法	中間処理量(kℓ)		
		施設処理	下水道投入	計
し尿及び 浄化槽汚泥	菊池広域連合クリーンセンター花房において処理する。前処理残渣の可燃物については、菊池環境保全組合菊池環境工場クリーンの森合志にて処理する。余剰汚泥及び疑集汚泥については、クリーンセンター花房の資源化設備にて堆肥化し、農地還元する。	16,407		16,407

(ウ) 処理施設の概要

施設名	所在地	型 式	処理能力	処理量 (kl)	残渣量 (t)
クリーンセンター花房	菊池市木柑子 1294	浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式	96 kl/日	25,733	209

※構成市町すべての処理量

エ 最終処分計画（菊池広域連合の計画）

(ア) 処分する量

処分方法	種 類				
	焼却灰	汚泥	有機液肥	し尿	浄化槽汚泥
埋 立	t	t	kl	kl	kl
農地還元	t	209 t	kl	kl	kl
海洋投入	t	t	kl	kl	kl

(イ) 処分方法

余剰汚泥及び凝集汚泥については、クリーンセンター花房の資源化設備で堆肥化し農地還元する。また、中間処理できない一部のし尿等（清掃汚泥）については、業者委託により処理する。